一六〇二・三九
その他のもの
腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）
その他のもの
牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの＊＊＊
その他のもの
豚のもの
もも肉及びこれを分割したもの
ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊＊
その他のもの＊＊＊＊＊
肩肉及びこれを分割したもの
ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊＊
その他のもの＊＊＊＊＊
その他のもの（混合物を含む。）
腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）
その他のもの
ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊＊＊＊
その他のもの＊＊＊＊＊
一六〇二・五〇
牛のもの
腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）
その他のもの
牛の臓器及び舌のもの
気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）＊
その他のもの
単に水煮したもの＊＊
その他のもの＊
その他のもの
牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇％未満のもの
米を含むもの
その他のもの＊
その他のもの
単に水煮した後に乾燥したもの
気密容器入りのもの＊＊
その他のもの＊
調味した後に乾燥したもの＊＊＊
コーンビーフ＊

A
Q　A
Q　A
Q　Q
A
Q　Q
Q　Q
Q
Q　Q
A
Q　Q
Q
Q　Q
A
Q　Q
Q
Q　Q
A